

平成24年11月6日

「経営革新等支援機関」の認定取得について

～中小企業の経営力強化をサポート～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成24年11月5日、関東財務局長および関東経済産業局長より、「経営革新等支援機関」の認定を受けましたので、お知らせいたします。

「経営革新等支援機関」とは、中小企業経営力強化支援法※に基づき、経営革新等を行おうとする中小企業の経営資源・財務等の分析、事業計画の策定及び実施に係る指導助言を行う税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を認定するもので、認定を得た金融機関、税理士・税理士法人等をいいます。

※ 中小企業経営力強化支援法（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律）の概要

中小企業の経営課題は多様化・複雑化しており、財務および会計等の専門的知識を有する者（金融機関、税理士、税理士法人、既存の中小企業支援者等）による様々な経営支援事業を通じた支援体制の整備が求められるなか、

1. 中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業の実現
2. 支援機関に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力や、信用保証協会の制度資金による資金調達支援を通じ、支援事業をサポート

することにより、中小企業は質の高い事業計画の策定が可能となり、経営力の強化が図られることを主な目的としています。

当行が実施する経営支援業務

金融・財務、事業承継、M&A、資本政策、ビジネスマッチング、海外展開、経営改善支援

当行は、「経営革新等支援機関」として中小企業の経営力強化に取り組むとともに、今後とも地域やお客さまの成長持続をご支援するため、コンサルティング機能を発揮し、地域密着型金融に積極的に取り組んで参ります。

以上